

津山市暴力団排除条例が制定 されました。

2011年11月1日施行

この条例は、市、市民、事業者が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保することを目的としています。



四 ない 運 動

暴力団を
恐れない



暴力団に資金
を提供しない



暴力団を
利用しない



暴力団と
交際しない

